

標茶町介護・障害福祉サービス事業所等 物価高騰対策支援給付金の申請について

～1事業所につき給付金10万円～

本支援給付金は、物価高騰等の影響により介護・障害福祉サービスの運営に影響を受けている事業所等に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、標茶町介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、事業の継続及び安定的なサービスの確保を図ることを目的としています。

※今回より、メールによる申請が可能です。

※年内の支給を希望される場合は、令和7年12月24日(水)正午までに申請してください。(最終受付は令和8年2月28日)

1. 対象となる事業所

次の事業を行う者を対象とします。

- (1) 介護サービスを行う事業所（医療みなし指定の事業所は除きます。）
(訪問介護、通所介護、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム、
居宅介護支援 等)
- (2) 障害福祉サービスを行う事業所
- (3) 放課後等デイサービスを行う事業所



このほか、次の条件を満たしている必要があります。

- ・令和7年10月1日時点で町内に事業所を有すること
(申請日時点で事業を休止・廃止していないこと)

※ 国又は地方公共団体が運営(運営委託を含む)している場合は対象外とします。

2. 給付金額

サービスの事業種別ごとに1事業所につき10万円を給付します。(1回限り)

ただし、次の場合は1事業所とみなします。

- (1) 介護サービスと障害福祉サービスの両方の事業を行っている場合
- (2) 介護サービスと介護予防サービスの両方の事業を行っている場合
- (3) 訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの両方の事業を行っている場合
- (4) 通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの両方の事業を行っている場合

(例) 居宅介護支援(1カ所)と訪問介護(1カ所)の事業所を運営している法人
→ 10万円×2事業所 = 20万円 の給付

3. 申請方法

「標茶町介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金申請書」に必要事項を記載のうえ、メールまたは郵送にて提出してください。(押印は不要です)

- 支援金の給付対象は事業所単位ですが、複数の事業所を運営する法人はまとめて申請することが可能です。
- 介護サービス事業所の他に、障害福祉サービス事業所を運営している場合には、一つの事業所として「保健福祉課介護保険係」に申請してください。

4. 申請受付期間

令和7年12月22日から令和8年2月28日まで
※年内の支給を希望される場合は、令和7年12月24日(水)正午までに申請してください。

5. 給付金の支給方法

口座振込

6. 支給決定後の報告について

燃料費、光熱水費、資材費の物価高騰による補てんを想定した給付としています。支給された給付金について、使途の制限や実績報告等はありません。
ただし、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、返還を求める場合があります。

7. 提出先・問合せ先

メールまたは郵送にて下記宛てに提出してください。ご不明な点は各事業所担当係へお問合せ下さい。

標茶町役場保健福祉課
〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地 (TEL015-485-2111)
○介護サービス事業所担当
 介護保険係 (内線136・137)
 (h_kaigo@town.shibecha.lg.jp)
○障害福祉サービス事業所担当
 社会福祉係 (内線131・132・133)
 (h_sfukushi@town.shibecha.lg.jp)